

# ショートステイ 福祉の森 聖孝園

## 運 営 規 程

### (目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人愛孝会が設置する指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### (運営方針)

第3条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、利用者の要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の程度等利用者の心身の状態を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行なうものとする。

- 2 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明することとする。
- 4 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、第10条第1項に規定する短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

### (事業所の名称)

第4条 この事業を行う指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）の名称は、「ショートステイ 福祉の森 聖孝園」（以下「事業所」と言う。）と称する。

(事業所の設置)

第5条 事業所は、日立市十王町高原333番地6に設置する。

(実施主体)

第6条 事業の実施主体は、社会福祉法人 愛孝会とする。

(事業所の定員)

第7条 事業所の利用定員は、20名とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第8条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりである。

(1) 施設長(管理者) 1名(兼務)

- ア. 施設長は、事業所を代表し、職員の管理及び業務の総括に当たる。
- イ. 施設長は、他の業務との兼務をしても差し支えない。

(2) 事務員 1名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
必要な事務を行う。

(3) 生活相談員 1名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護支援専門員 1名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画の作成をし、介護・看護職員との調整を図る。

(5) 介護職員 6名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
介護職員は、短期入所生活介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(6) 看護職員 1名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(7) 管理栄養士 1名(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
管理栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、献立を作成するものとする。

(8) 機能訓練指導員 1名以上(併設の指定介護老人福祉施設との兼務)  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(9) 医師 1名（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）

（勤務体制の確保等）

第9条 事業所は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対する指定サービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、事業所は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する物、その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り受けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。
- 4 事業者は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（事業の内容）

第10条 指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）の内容は次のとおりとする。

（身体介護）

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 入浴介助に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、1週間に2回以上、入浴又は清拭を実施するものとする。
- (3) 排泄に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対し、適切におむつを取り替えることとする。
- (4) 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

（食事の提供）

- (5) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。

食事時間：朝食 7：30～8：30  
昼食 12：00～13：00  
夕食 18：00～19：00

- (6) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮しできるだけ離床して食堂で行うものとする。

(機能訓練)

- (7) 機能訓練に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持を目的として行うものとする。

(健康管理)

- (8) 事業所の医師及び看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (9) 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、必要な事項について記録するものとする。

(相談及び援助)

- (10) 事業所の生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

- (11) 事業者は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (12) 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第11条 連続して4日間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供開始から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた指定短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

- 3 短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 利用者に対し、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（短期入所生活介護の利用料）

第12条 事業所が提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用料及び加算は、介護報酬の告示上の額とし、利用料は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目の利用料金は利用者の実費負担とする。利用料金は別表のとおりとする。

- ア. 滞在に要する費用
  - イ. 食事の提供に要する費用
  - ウ. 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - エ. 理美容に要する費用
  - オ. その他日常生活上の便宜に関わる費用
- 2 前項ア及びイについては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
  - 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第13条 事業所の事業の実施地域については、原則として通常の場合、日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市とする。

（サービスの提供記録の記載）

第14条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第15条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用時の留意事項については、次の通りとする。なお、事業者は、留意事項について事前に利用者及びその家族に対し説明を行うものとする。

- ア. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときの対応方法については第22条に定めるところによるが、この際、入院等医療的管理を要する場合は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を中止するものとする。
- イ. 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供中、利用者の家族の連絡先等を把握するものとし、連絡先が変わる場合には必ず家族より連絡を受けるものとする。
- ウ. 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を正当な理由なくして拒んではならない。

（秘密保持）

第16条 事業所に従事する職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。

また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者又はその家族に同意を得ることとする。

（苦情処理）

第17条 提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束等）

第18条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行いません。

2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとします。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員、その他従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的

に（年2回以上）実施すること。

（虐待防止に関する事項）

- 第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の設置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

- 第20条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業者は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- (1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね6月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
  - (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

（ホーム内の禁止行為）

- 第21条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
  - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
  - (3) 指定した場所以外で火気使用、喫煙又は飲酒をすること。
  - (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
  - (5) 故意又は無断で、ホームの施設、設備、備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第22条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師または協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第23条 事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(損害賠償)

第24条 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第25条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供中に天災その他災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）実施するものとします。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画に変更を行います。

(地域との連携)

第27条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民、又はその自発的な活動等との連携、及び協力を行う等の地域の交流に努めるものとします。



(その他運営についての留意事項)

第28条 事業所の職員は、サービス提供利用者等に金品等の財産上の利益を強要又は収受してはならない。

- 2 事業所は、施設及び構造設備、職員、会計、入所者などに対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 事業所の職員は、その勤務中常に身分を証明する書類を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 愛孝会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この運営規程は、平成14年 2月 1日から施行する。

平成17年10月 1日一部改正

平成19年10月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成27年 8月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正